

○八王子市奨学資金支給条例

昭和35年3月31日

条例第10号

改正	昭和36年6月26日条例第18号	昭和41年7月1日条例第15号
	昭和46年4月1日条例第25号	昭和48年3月20日条例第5号
	昭和49年4月1日条例第30号	昭和50年3月31日条例第21号
	昭和52年3月31日条例第19号	昭和53年9月26日条例第34号
	昭和55年3月31日条例第21号	昭和61年12月25日条例第48号
	平成2年3月31日条例第28号	平成3年3月30日条例第20号
	平成12年3月27日条例第34号	平成19年12月7日条例第52号
	令和2年3月27日条例第20号	令和4年12月16日条例第54号

(目的)

第1条 この条例は、市内に居住する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第66条に規定する後期課程に限る。）、特別支援学校（同法第76条第2項に規定する高等部に限る。）若しくは高等専門学校又は同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する高等課程に限る。以下これらを「高等学校等」という。）に在学し、成績良好で学習意欲があり、かつ、経済的理由により修学困難なものに対して修学上必要な学資金（以下「奨学金」という。）を支給し、もつて社会貢献できる有用な人材を育成することを目的とする。

(受給資格)

第2条 奨学金の支給を受けることができる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に引続き1年以上居住している独立の生計を営む保護者と引続き同期間以上同居していること。
- (2) 成績が良好で学習意欲があり、社会貢献の意志があること。
- (3) 経済的理由により修学が困難であること。
- (4) 高等学校等に在学していること。
- (5) 他に奨学を目的とする団体から学資の支給又は貸付を受けていないこと。

(支給額及び支給期間)

第3条 奨学金の支給額は、月額1万1,000円とする。

2 奨学金の支給期間は、奨学金の支給を受ける者（以下「奨学生」という。）の在学する高等学校等の修学期間を限度とする。

(支給の申請)

第4条 奨学金の支給を受けようとする者は、市規則で定めるところにより申請書を市長に提出しなければならない。

(奨学生の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があつた場合は、予算の範囲内において奨学生を決定する。

(支払)

第6条 奨学金は、毎月支払う。ただし、特別の事情があると認められるときは、2月分以上をまとめて支払うことができる。

(支給の停止等)

第7条 市長は、奨学生として適当でないと認める者があるときは、その者に対する奨学金の支給を停止し、又はその者に既に支給した奨学金を返還させることができる。

(特別奨学金)

第8条 市長は、奨学生のうち特に成績が優秀と認める者に対し、第3条第1項に規定する奨学金の支給額のほかに特別奨学金として月額3,000円を支給することができる。

2 前項に規定する特別奨学金の支給手続については、前4条の規定を準用する。

(奨学審議会の設置)

第9条 奨学生の選考その他奨学金支給事業を円滑かつ適正に運営するため、八王子市奨学審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営並びに審議会の委員の任期等については、市規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、市規則で定める。

附 則

1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

2 八王子市奨学資金条例(昭和34年八王子市条例第38号)は、廃止する。

3 この条例施行の際、現に奨学金の交付を受けている者は、この条例の規定により交付を受けている者とみなす。

附 則(昭和36年6月26日条例第18号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41年7月1日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則（昭和46年4月1日条例第25号）

この条例は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月20日条例第5号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年4月1日条例第30号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日条例第21号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月31日条例第19号）

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年9月26日条例第34号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の八王子市奨学資金支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、昭和53年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学した者に係る同年4月分以降の奨学金から適用する。
- 2 昭和53年4月1日（以下「適用日」という。）の前日に高等学校等に在学し、引き続き適用日に在学していた者に係る同年4月分以降の奨学金については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の八王子市奨学資金支給条例の規定に基づいて、適用日以降に高等学校等の第1学年に入学した者に適用日からこの条例の施行期日の前日までの間において支払われた奨学金は、改正後の条例の規定による奨学金の内払いとみなす。

附 則（昭和55年3月31日条例第21号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年3月31日現在高等学校等に在学し、同年4月1日以降引き続き在学する者の奨学金の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年12月25日条例第48号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月31日条例第28号）

- 1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の八王子市奨学資金支給条例第3条第1項の規定は、平成2年4月1日以降に高等学校等の第1学年に入学する者に係る同年4月分以降の奨学金につい

て適用し、同年3月31日現在高等学校等に在学し、同年4月1日以降引き続き在学する者に係る同年4月分以降の奨学金については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月30日条例第20号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日条例第34号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月7日条例第52号）

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）附則第1条本文に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（令和2年3月27日条例第20号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月16日条例第54号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。